

申告書の書き方

R7.1.1～

【住所氏名欄】

住所、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄、業種又は職業、電話番号、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

【1 収入金額等 及び 2 所得金額等について】

収入金額を【1 収入金額等 ア～サ】の欄に記入してください。

収入金額から必要経費等を差し引いた金額を【2 所得金額 ①～⑨】の欄に記入してください。

種類	所得の内容	必要経費等																																																																																					
事業	① 営業等 商工業や自由業、漁業から生ずる所得	収入を得るために支出した費用、専従者控除額 専従者控除…①と②のいずれか少ない方 ① 86万円（配偶者以外の親族50万円） ② 専従者控除前の所得金額÷（専従者数+1） （申告書裏面11に必要事項を記入）																																																																																					
	② 農業 農業から生ずる所得																																																																																						
③ 不動産	土地や建物などの賃貸による所得																																																																																						
④ 利子	国外の銀行等の預金利子などの所得	なし																																																																																					
⑤ 配当	株式・出資等の配当による所得	負債の利子（申告書裏面8に必要事項を記入）																																																																																					
⑥ 給与	給料・賃金・賞与などの所得（下記の計算式により給与所得を算出） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">給与収入（A）</th><th colspan="2">給与所得の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～</td><td>550,999</td><td>円</td><td colspan="2">0 円</td></tr> <tr> <td>551,000</td><td>～</td><td>1,618,999</td><td colspan="2">円 「給与等の収入金額－550,000円」で求めた金額</td></tr> <tr> <td>1,619,000</td><td>～</td><td>1,619,999</td><td colspan="2">円 1,069,000円</td></tr> <tr> <td>1,620,000</td><td>～</td><td>1,621,999</td><td colspan="2">円 1,070,000円</td></tr> <tr> <td>1,622,000</td><td>～</td><td>1,623,999</td><td colspan="2">円 1,072,000円</td></tr> <tr> <td>1,624,000</td><td>～</td><td>1,627,999</td><td colspan="2">円 1,074,000円</td></tr> <tr> <td>1,628,000</td><td>～</td><td>1,799,999</td><td rowspan="3">円 給与等の収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てる（算出金額：A）</td><td>円 「A×2.4+100,000円」で求めた金額</td></tr> <tr> <td>1,800,000</td><td>～</td><td>3,599,999</td><td>円 「A×2.8－80,000円」で求めた金額</td></tr> <tr> <td>3,600,000</td><td>～</td><td>6,599,999</td><td>円 「A×3.2－440,000円」で求めた金額</td></tr> <tr> <td>6,600,000</td><td>～</td><td>8,499,999</td><td>円 「給与等の収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額</td></tr> <tr> <td>8,500,000</td><td>～</td><td>円</td><td colspan="2">円 「給与等の収入金額－1,950,000円」で求めた金額</td></tr> </tbody> </table> 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額が給与収入（A）となります。 源泉徴収票をお持ちの場合は、「支払金額」の欄が収入【力】、「給与所得控除後の金額」の欄が所得⑥となります。		給与収入（A）			給与所得の金額		～	550,999	円	0 円		551,000	～	1,618,999	円 「給与等の収入金額－550,000円」で求めた金額		1,619,000	～	1,619,999	円 1,069,000円		1,620,000	～	1,621,999	円 1,070,000円		1,622,000	～	1,623,999	円 1,072,000円		1,624,000	～	1,627,999	円 1,074,000円		1,628,000	～	1,799,999	円 給与等の収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てる（算出金額：A）	円 「A×2.4+100,000円」で求めた金額	1,800,000	～	3,599,999	円 「A×2.8－80,000円」で求めた金額	3,600,000	～	6,599,999	円 「A×3.2－440,000円」で求めた金額	6,600,000	～	8,499,999	円 「給与等の収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額	8,500,000	～	円	円 「給与等の収入金額－1,950,000円」で求めた金額																													
給与収入（A）			給与所得の金額																																																																																				
～	550,999	円	0 円																																																																																				
551,000	～	1,618,999	円 「給与等の収入金額－550,000円」で求めた金額																																																																																				
1,619,000	～	1,619,999	円 1,069,000円																																																																																				
1,620,000	～	1,621,999	円 1,070,000円																																																																																				
1,622,000	～	1,623,999	円 1,072,000円																																																																																				
1,624,000	～	1,627,999	円 1,074,000円																																																																																				
1,628,000	～	1,799,999	円 給与等の収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てる（算出金額：A）	円 「A×2.4+100,000円」で求めた金額																																																																																			
1,800,000	～	3,599,999		円 「A×2.8－80,000円」で求めた金額																																																																																			
3,600,000	～	6,599,999		円 「A×3.2－440,000円」で求めた金額																																																																																			
6,600,000	～	8,499,999	円 「給与等の収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額																																																																																				
8,500,000	～	円	円 「給与等の収入金額－1,950,000円」で求めた金額																																																																																				
雑	公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・軍人恩給等）の収入のある場合 ※遺族年金、障害年金、軍人遺族年金等は課税の対象とはなりません。 ※公的年金を複数受給している方は、それらの支払金額の合計額が公的年金等の収入金額となります。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得の速算表</th><th colspan="4">公的年金に係るに係る雑所得</th></tr> <tr> <th colspan="3"></th><th colspan="4">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr> <tr> <th>年齢</th><th>公的年金等の収入金額（A）</th><th></th><th>1,000万以下</th><th>1,000万超2,000万以下</th><th colspan="2">2,000万超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満 （昭和34年1月2日以前に生まれた方）</td><td>～ 1,299,999</td><td>円</td><td>円 （A）－600,000</td><td>円 （A）－500,000</td><td>円 （A）－400,000</td><td>円 （A）－400,000</td></tr> <tr> <td>1,300,000 ～ 4,099,999</td><td>円</td><td>円 （A）×0.75－275,000</td><td>円 （A）×0.75－175,000</td><td>円 （A）×0.75－75,000</td><td>円 （A）×0.75－75,000</td></tr> <tr> <td>4,100,000 ～ 7,699,999</td><td>円</td><td>円 （A）×0.85－685,000</td><td>円 （A）×0.85－585,000</td><td>円 （A）×0.85－485,000</td><td>円 （A）×0.85－485,000</td></tr> <tr> <td>7,700,000 ～ 9,999,999</td><td>円</td><td>円 （A）×0.95－1,455,000</td><td>円 （A）×0.95－1,355,000</td><td>円 （A）×0.95－1,255,000</td><td>円 （A）×0.95－1,255,000</td></tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 （昭和34年1月1日以前に生まれた方）</td><td>10,000,000 ～</td><td>円</td><td>円 （A）－1,955,000</td><td>円 （A）－1,855,000</td><td>円 （A）－1,755,000</td><td>円 （A）－1,755,000</td></tr> <tr> <td>～ 3,299,999</td><td>円</td><td>円 （A）－1,100,000</td><td>円 （A）－1,000,000</td><td>円 （A）－900,000</td><td>円 （A）－900,000</td></tr> <tr> <td>3,300,000 ～ 4,099,999</td><td>円</td><td>円 （A）×0.75－275,000</td><td>円 （A）×0.75－175,000</td><td>円 （A）×0.75－75,000</td><td>円 （A）×0.75－75,000</td></tr> <tr> <td>4,100,000 ～ 7,699,999</td><td>円</td><td>円 （A）×0.85－685,000</td><td>円 （A）×0.85－585,000</td><td>円 （A）×0.85－485,000</td><td>円 （A）×0.85－485,000</td></tr> <tr> <td></td><td>7,700,000 ～ 9,999,999</td><td>円</td><td>円 （A）×0.95－1,455,000</td><td>円 （A）×0.95－1,355,000</td><td>円 （A）×0.95－1,255,000</td><td>円 （A）×0.95－1,255,000</td></tr> <tr> <td></td><td>10,000,000 ～</td><td>円</td><td>円 （A）－1,955,000</td><td>円 （A）－1,855,000</td><td>円 （A）－1,755,000</td><td>円 （A）－1,755,000</td></tr> </tbody> </table>		公的年金等に係る雑所得の速算表			公的年金に係るに係る雑所得							公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				年齢	公的年金等の収入金額（A）		1,000万以下	1,000万超2,000万以下	2,000万超		65歳未満 （昭和34年1月2日以前に生まれた方）	～ 1,299,999	円	円 （A）－600,000	円 （A）－500,000	円 （A）－400,000	円 （A）－400,000	1,300,000 ～ 4,099,999	円	円 （A）×0.75－275,000	円 （A）×0.75－175,000	円 （A）×0.75－75,000	円 （A）×0.75－75,000	4,100,000 ～ 7,699,999	円	円 （A）×0.85－685,000	円 （A）×0.85－585,000	円 （A）×0.85－485,000	円 （A）×0.85－485,000	7,700,000 ～ 9,999,999	円	円 （A）×0.95－1,455,000	円 （A）×0.95－1,355,000	円 （A）×0.95－1,255,000	円 （A）×0.95－1,255,000	65歳以上 （昭和34年1月1日以前に生まれた方）	10,000,000 ～	円	円 （A）－1,955,000	円 （A）－1,855,000	円 （A）－1,755,000	円 （A）－1,755,000	～ 3,299,999	円	円 （A）－1,100,000	円 （A）－1,000,000	円 （A）－900,000	円 （A）－900,000	3,300,000 ～ 4,099,999	円	円 （A）×0.75－275,000	円 （A）×0.75－175,000	円 （A）×0.75－75,000	円 （A）×0.75－75,000	4,100,000 ～ 7,699,999	円	円 （A）×0.85－685,000	円 （A）×0.85－585,000	円 （A）×0.85－485,000	円 （A）×0.85－485,000		7,700,000 ～ 9,999,999	円	円 （A）×0.95－1,455,000	円 （A）×0.95－1,355,000	円 （A）×0.95－1,255,000	円 （A）×0.95－1,255,000		10,000,000 ～	円	円 （A）－1,955,000	円 （A）－1,855,000	円 （A）－1,755,000	円 （A）－1,755,000
公的年金等に係る雑所得の速算表			公的年金に係るに係る雑所得																																																																																				
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																				
年齢	公的年金等の収入金額（A）		1,000万以下	1,000万超2,000万以下	2,000万超																																																																																		
65歳未満 （昭和34年1月2日以前に生まれた方）	～ 1,299,999	円	円 （A）－600,000	円 （A）－500,000	円 （A）－400,000	円 （A）－400,000																																																																																	
	1,300,000 ～ 4,099,999	円	円 （A）×0.75－275,000	円 （A）×0.75－175,000	円 （A）×0.75－75,000	円 （A）×0.75－75,000																																																																																	
	4,100,000 ～ 7,699,999	円	円 （A）×0.85－685,000	円 （A）×0.85－585,000	円 （A）×0.85－485,000	円 （A）×0.85－485,000																																																																																	
	7,700,000 ～ 9,999,999	円	円 （A）×0.95－1,455,000	円 （A）×0.95－1,355,000	円 （A）×0.95－1,255,000	円 （A）×0.95－1,255,000																																																																																	
65歳以上 （昭和34年1月1日以前に生まれた方）	10,000,000 ～	円	円 （A）－1,955,000	円 （A）－1,855,000	円 （A）－1,755,000	円 （A）－1,755,000																																																																																	
	～ 3,299,999	円	円 （A）－1,100,000	円 （A）－1,000,000	円 （A）－900,000	円 （A）－900,000																																																																																	
	3,300,000 ～ 4,099,999	円	円 （A）×0.75－275,000	円 （A）×0.75－175,000	円 （A）×0.75－75,000	円 （A）×0.75－75,000																																																																																	
	4,100,000 ～ 7,699,999	円	円 （A）×0.85－685,000	円 （A）×0.85－585,000	円 （A）×0.85－485,000	円 （A）×0.85－485,000																																																																																	
	7,700,000 ～ 9,999,999	円	円 （A）×0.95－1,455,000	円 （A）×0.95－1,355,000	円 （A）×0.95－1,255,000	円 （A）×0.95－1,255,000																																																																																	
	10,000,000 ～	円	円 （A）－1,955,000	円 （A）－1,855,000	円 （A）－1,755,000	円 （A）－1,755,000																																																																																	
⑧ 業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得（原稿料、講演料、シルバー人材センターからの報酬など） （申告書裏面9に内容を記入）																																																																																						
⑨ その他	郵便年金契約・生命保険契約の年金などの所得（申告書裏面9に内容を記入）																																																																																						
⑪ 総合譲渡・一時	貴金属、ゴルフ会員権などの資産を譲渡した場合に生ずる所得 保有期間が5年以内の資産を譲渡したときの所得を「短期譲渡所得」、5年を超える資産を譲渡したときの所得を「長期譲渡所得」といいます。 土地・建物及び株式等の譲渡所得は、分離課税用の申告書に記入 生命保険の満期返戻金、クイズの賞金などの一時的な所得	申告書裏面10にしたがって所得金額を計算（特別控除額50万円）																																																																																					

○ 所得がなかった方の場合

- 扶養（援助）されていた方は、扶養していた方の住所、氏名、続柄を記入して下さい。
- 学生であった方は、学校名と学年を記入して下さい。
- 雇用保険（失業手当）、遺族年金、障害年金を受給していた方は、それぞれの該当欄に「○」を付して下さい。
- 上記のいずれにも該当しない方は、6のその他欄に状況等を記載して下さい。

【3 所得から差し引かれる金額の計算方法】

種類	控除の内容及び控除額				種類	控除の内容及び控除額						
⑬ 社会 保険料 控除	あなたが支払った国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料、介護保険料、国民年金保険料などの社会保険料の全額 ※国民年金保険料を控除する場合は控除証明書の添付が必要です。				⑲ 配偶者 控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合						
⑮ 生命 保険料 控除	平成23年以前に締結した保険契約等(旧契約)については旧生命保険料、旧個人年金保険料、平成24年以降に締結した保険契約等(新契約)については新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料の該当する箇所に支払金額を記入してください。											
	① 平成23年以前に締結した保険契約等 一般生命保険料、個人年金保険料の2つに区分して計算(それぞれ最高3.5万円、2つ合計で最高7万円)											
	旧 契 約	支払保険料の金額		生命保険料控除額		配偶者の年齢			納税者本人の合計所得金額			
		～ 15,000円		支払保険料の金額		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
		15,001円 ～ 40,000円		支払保険料×0.5+7,500円		69歳以下		33万円		22万円		11万円
40,001円 ～ 70,000円		支払保険料×0.25+17,500円		70歳以上		38万円		26万円		13万円		
70,001円 ～		一律35,000円										
② 平成24年以後に締結した保険契約等 一般生命保険料、個人年金保険料、介護保険料の3つに区分して計算(それぞれ最高2.8万円、3つ合計で最高7万円)								あなたの合計所得金額が1,000万円以下で下記の配偶者がいる場合				
新 契 約	支払保険料の金額		生命保険料控除額		配偶者の 合計所得金額			納税者本人の合計所得金額				
	～ 12,000円		支払保険料の金額		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下			
	12,001円 ～ 32,000円		支払保険料×0.5+6,000円		48万円超 100万円以下		33万円		22万円		11万円	
	32,001円 ～ 56,000円		支払保険料×0.25+14,000円		100万円超 105万円以下		31万円		21万円		11万円	
56,001円 ～		一律28,000円		105万円超 110万円以下		26万円		18万円		9万円		
110万円超 115万円以下		21万円		14万円		7万円						
115万円超 120万円以下		16万円		11万円		6万円						
120万円超 125万円以下		11万円		8万円		4万円						
125万円超 130万円以下		6万円		4万円		2万円						
130万円超 133万円以下		3万円		2万円		1万円						
133万円超		0		0		0						
《注》①と②の両方の保険契約等に係る控除がある場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、①と②の適用を受ける場合には、それぞれの合計額(最高2.8万円、全体合計最高7万円)												
※保険料の控除証明書の添付が必要です。												
⑯ 地震 保険料 控除	地震保険料や平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料を支払った場合				㉑ 扶養 控除	あなたと生計を一にする親族で合計所得金額が48万円以下の場合						
		支払保険料の合計		控除額		特定 扶養親族		19歳以上23歳未満(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)の扶養親族		控除額 45万円		
	① 旧長期 損害保険料 のみ	～ 5,000円		支払額の全額		老人 扶養親族		70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の扶養親族		38万円		
		5,001円 ～ 15,000円		支払額×1/2+2,500円		同居老親等 扶養親族		老人扶養親族のうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している扶養親族		45万円		
		15,001円 ～		10,000円		一般控除対象 扶養親族		上記以外の扶養親族で年齢16歳以上(平成20年1月1日以前生まれ)の方		33万円		
② 地震 保険料のみ	支払保険料額の1/2(控除限度額25,000円)											
③ 両方 ある場合	①と②の控除合計額(限度額25,000円)											
1つの契約で、両保険の掛金がある場合は、どちらか一方の控除となります。 ※保険料の控除証明書の添付が必要です。								※16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。				
⑰ 寡婦 控除	① 夫と離婚後再婚しておらず、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方		控除額 26万円		㉒ 雑損 控除	あなたや扶養親族が所有する生活用資産が災害・盗難・横領により損害を受けた場合						
② 夫と死別後再婚していない方または生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方								(1)(損害金額－補填された額)－総所得金額等の10%				
								(2)(災害関連支出金額－保険等で補填された額)－5万円				
⑱ ひとり親 控除	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得が48万円以下の生計を同じとする子を扶養している、前年の合計所得金額が500万円以下の単身者		30万円		(1)と(2)のいずれか多い方の金額				※損失を証明する書類が必要です。			
⑲ 勤労学 生 控除	学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下(このうち給与所得以外の所得が10万円以下)である方		26万円		㉓ 医療費 控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族のために医療費を支払った場合						
㉔ 障害者 控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族に障害がある場合				(1)(支払った医療費－保険等の補填額)－(10万円又は総所得金額等の5%の少ない方)							
	区分	身体障害者 手帳	療育 手帳	精神障害者 保健福祉手帳	控除額							
	特別障害者	1級・2級	A級	1級	30万円							
	同居特別障害者				53万円							
	普通障害者	3級～6級	B級	2級・3級	26万円							
「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方は、提示又は添付が必要です。				(1)(2)はどちらか一方の控除となります。								